

吹田市地域公共交通協議会における傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市地域公共交通協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴（オンラインの傍聴を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会場での傍聴)

第2条 会場へ来場し傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までに、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。
- (2) 傍聴できる人数は、5人程度とする。ただし、傍聴希望者が定員を超える場合は、協議会の意見を聴いて当該人数を超えて傍聴させることができる。

(Web会議システムを利用した傍聴)

第3条 Web会議システムを利用して傍聴する手順は次の事項のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、原則として会議の開催日3日前までに、自己の住所及び氏名を事務局に連絡しなければならない。
- (2) 事務局は、前項の連絡があったときは、傍聴しようとする者の住所、氏名及びメールアドレスをオンライン傍聴希望者受付票（様式第2号）に記入する。
- (3) 傍聴者は会議開催時刻の15分前から開催時刻までに事務局より通知されたミーティングID及びパスワードで、Web会議システムを利用し傍聴するものとする。

(会場で傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (3) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 会場で傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否の意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 撮影、録画又は録音をしないこと。
- (8) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

2 Web会議システムを利用して傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公衆無線LANサービスを利用しないこと。

(2) アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切な情報セキュリティ対策が施されていない機器を使用しないこと。

(3) ミーティング ID 及びパスワードを他の者に教えないこと。

(4) 傍聴時の各種設定について、カメラ機能はオフ、マイク機能はミュートに設定すること。

(傍聴者の入退場)

第6条 会場で傍聴する者は、会長から指示があったときは速やかに入退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

第7条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和 7年 7月 1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

傍聴希望者受付票

ふりがな	
あなたの氏名	
あなたの住所	

会議の傍聴者の定員は、5人です。傍聴希望者が定員を超える場合は、受付時間（会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間）に受け付けた方を対象に協議会の意見を聴いて事務局が定めます。

受付番号

--

傍聴希望者受付票（控）

受付番号

--

次に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる人
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している人
- (3) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる人

様式第2号 (第3条関係)

オンライン傍聴希望者受付票

ふりがな	
氏名	
住所	
メールアドレス	

受付番号

--